

平成元年10月27日

藤沢市教育委員会  
教育長 神 部 昭 三 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

就学指定業務に係る外国人就学者及び就学予定者リスト  
に国籍の項目を加えることについて（答申）

平成元年10月16日付藤教学第473号をもって諮問された、就学指定業務に係る外国人就学者及び就学予定者リストに国籍の項目を加えることについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第9条第1項による、目的外利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、就学指定業務に係る外国人就学者及び就学予定者リストに国籍の項目を加えることの必要性は、次のとおりである。

- ・ 外国人については、日本における就学の義務はないものの、希望者には就学の機会を与え、日本人の場合と同様に学校の指定を行ってきている。
- ・ この外国人の就学指定業務を円滑に行うため、事前に外国人の状況を把握する必要から、現在外国人登録台帳より必要項目のみ（氏名・住所・生年月日・続柄）を打ちだし、利用している。
- ・ 最近、中南米やインドシナ3国を中心に、外国人の藤沢市内への流入が急増しており、今後外国人就学の受け入れ態勢が変わってくる状況にある。このような状況に対応し、同国人を集めた特別学習を行う等、適切な外国人就学指導を行うため、国別の対象者及び予定者を把握することが急務となっている。
- ・ そのため、外国人登録台帳から打ち出すリストに、国籍の項目を加えることが必要である。

### 3 審議会の判断理由

- 文化的背景や言語が異なる外国人が、市内の学校において円滑に教育を受けられることができるためには、受け入れる側の態勢を整えることが不可欠である。
- 市内在住の外国人が急増している中で、これらに対応していくために、あらかじめ国籍、国別の状況を把握しておくことは、外国人に対するより適切で親切な教育を行っていくことから、必要であると認められる。
- 国籍は、壬申戸籍等と違い、基本的には差別の内容となるものではなく、一般に人々が知っているもの、すなわち広い意味でプライバシーの範疇に入っていないものといえる。したがって、国籍についても外国人登録台帳の基本事項として庁内における行政目的に利用することは差し支えないと考えられる。
- 以上のことから、就学指定業務に係る外国人就学者及び就学指定者リストに、国籍の項目を加えることについて認めるものである。

以 上